

第1 総 括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

① 自然

所管区域は青森県の西南部に位置し、本県を代表する穀倉地帯である津軽平野を中心にして、南部は秋田県に接している。東には八甲田連峰、西には岩木山、南には白神山地があり、北には岩木川が流れ、平野部では水田が広がり、台地や丘陵地などではりんご園が広がっている。

管内面積は 1,597.73 km²で、県面積の 16.6%を占める。弘前市を中心に黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町・大鰐町・田舎館村、北津軽郡板柳町の 3 市 3 町 2 村からなっている。

② 人口（県統計分析課）

管内人口（平成 24 年 4 月 1 日現在）は 300,348 人で県計の 22.2%を占め、人口密度は 188.0 人/km²である。

老齢人口（65 歳以上・平成 23 年 10 月 1 日現在）の割合は、県計が 26.0%であるのにに対して管内は 26.5%と県計より高い水準にある。

③ 産業別就業者数（平成 22 年 10 月 1 日 国勢調査）

管内の就業者数は 143,028 人で、そのうち第 1 次産業は 27,731 人（19%）、第 2 次産業は 26,758 人（19%）、第 3 次産業は 88,539 人（62%）となっており、県計に比べて第 1 次産業で 6 ポイント高いのが大きな特徴である。

④ 一人当たり市町村民所得（平成 21 年度 県統計分析課）

県民一人当たりの所得は 2,366 千円であるが、管内については一番高い弘前市で 2,213 千円であり、すべての市町村で県民一人当たりよりも低い水準にある。

⑤ 産業

米・果実産出額（平成 18 年 県農林水産政策課）について、管内における米は 131 億円、果実は 531 億円、計 662 億円である。これは県計の金額に対して米では 22.3%、果実では 68.8%を占めており、県の果実生産の基幹を担っていることが分かる。

畜産（牛、豚、鶏等）の産出額（平成 18 年 県農林水産政策課）について、管内は 17 億円で県計の 2.4%である。三八地域県民局地域健康福祉部及び上北地域県民局地域健康福祉部の管内、すなわち県南地域が県計の 86.3%を占めているとの対照的である。

製造品出荷額等（平成 22 年 県統計分析課）について、管内の出荷額は 2,621 億円であり、県全体の約 17%を占める。県内では、八戸市がある三戸地域県民局管内が県全体の 41%を占めている。

⑥ 医療（県健康福祉政策課）

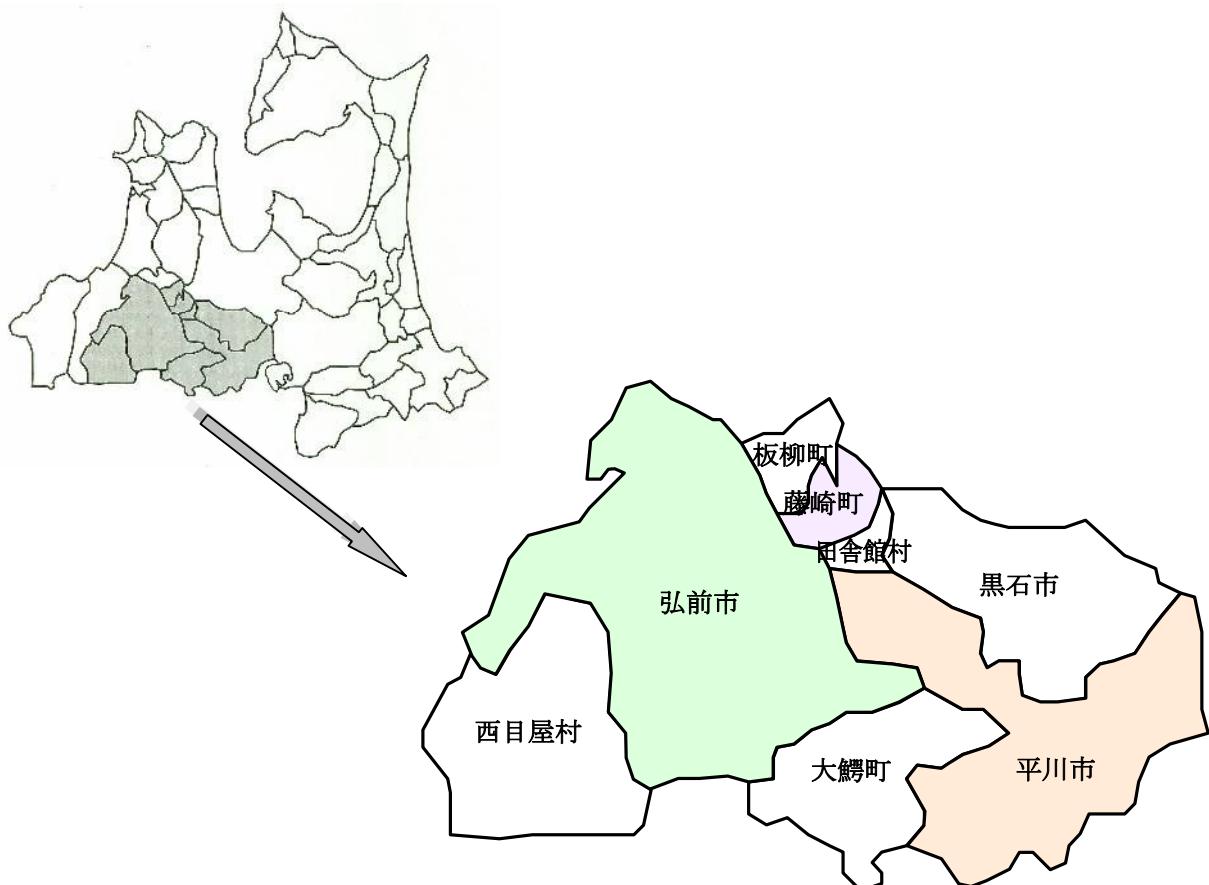
管内の医師数（平成 22 年末現在）は 925 人で県計の 35.1%に当たり、また、管内の病院の病床数（平成 22 年 10 月 1 日現在）は 4,603 床で県計の 24.9%を占める。いずれも、管内人口の県計比の 22.2%を上回っている。

⑦ 特徴

県南地域が畜産や製造業が盛んであるのに対し、当地域健康福祉部の所在する津軽地域は米及び果実の生産において本県の基幹をなしている。

また、医師及び病床数が多く確保されており、充実した医療を享受できる環境となっている。

(2) 管内の地図 (平成 24 年 4 月 1 日現在)



(3) 市町村別面積・人口及び人口密度

区分 市町村	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度 (人) (1 km ² 当たり)
弘前市	524.12	180,917	345.2
黒石市	216.96	35,187	162.2
平川市	345.81	33,328	96.4
西目屋村	246.05	1,538	6.3
藤崎町	37.26	15,792	423.8
大鰐町	163.41	10,597	64.8
田舎館村	22.31	8,078	362.1
板柳町	41.81	14,911	356.6
管内計	1,597.73	300,348	188.0

(注) 1. 人口は平成24年4月1日現在推計人口
2. 面積は平成23年国土交通省国土地理院

2 沿革

(1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 1日 組織機構の統合により、弘前保健所、中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所からなる中南地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室が廃止される。

(2) 各総室の沿革

ア 保健総室（弘前保健所）

- 昭和19年10月 1日 弘前簡易保険健康相談所と青森県立弘前健康相談所を統合して、青森県立弘前保健所として開設された。職員10名で管轄区域は1市16村となる。
- 昭和22年 7月 1日 警察行政であった衛生関係の許認可並びに監視業務が保健所に移管された。
- 昭和23年 9月23日 狹降となったため、現在地の弘前市吉野町4-5にあった日本医療団の敷地、建物を買収して改築の上庁舎を移転した。職員数61名、組織は総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課17係制となる。
- 昭和24年 7月 1日 弘前優生結婚相談所を併設した。
- 昭和27年 4月 1日 保健所処務規程により4課10係制となる。性病診療所が併設された。
- 昭和27年 5月27日 弘前優生結婚相談所の名称を弘前優生相談所と改称した。
- 昭和28年 5月 1日 弘前肢体不自由児療育相談所が併設された。
- 昭和29年 5月 1日 保健所処務規程の一部改正により、次長を置き庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係の5係制となつた。
- 昭和29年 6月 8日 弘前肢体不自由児療育相談所の名称を、弘前身体障害児療育相談所に改称した。
- 昭和30年 3月 1日 市町村の合併によって、管轄区域1市3村となる。
- 昭和33年 8月 6日 保健所処務規程の一部改正により、総務係、環境衛生係、予防係、保健係の4係制となる。
- 昭和34年 3月31日 併設の性病診療所が廃止された。
- 昭和36年 2月 1日 岩木町が町制を施行したので、管轄区域は1市1町2村となる。
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により、保健婦係が新設された。
- 昭和38年 7月26日 保健所整備計画により、現在地に鉄筋コンクリート2階建の新庁舎が建築された。
- 昭和43年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課の5課制となる。
- 昭和47年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の4課制となる。
- 昭和53年 4月 1日 衛生指導監の職制が設けられた。
- 昭和63年12月10日 庁舎（事務室）が増築（60.959 m²）された。
- 平成 2年 4月 2日 職員公舎解体後の跡地を保健所駐車場とした。

- 平成 4年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となる。また、栄養士とその業務が保健予防課から健康増進課に移管された。
- 平成 8年 9月 26日 併設の弘前優生保護相談所が廃止された。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により管轄区域に板柳町が加わり、一市2町2村となる。また、次長が2人制となり、総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課の5課制となる。なお、総務課に新たに企画調整・支援の職員が配置された。
- 平成 12年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により健康づくり推進監の職制が設けられ総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の4課体制となった。また、環境衛生課の廃棄物、公害等の業務が環境保健センター弘前環境管理事務所へ移管された。
- 平成 14年 4月 1日 県行政機関設置条例及び行政組織規則の一部改正により、黒石保健所と弘前保健所が統合され、中南地方健康福祉こどもセンター保健部（弘前保健所）となり、管轄区域も2市7町5村となる。また、次長が1人制となり、保健医長、衛生指導監の職制が設けられ、環境衛生課が生活衛生課に改称され、保健予防課、生活衛生課、健康増進課の3課体制となる。
なお、総務課は中南地方福祉事務所及び青森県弘前児童相談所の各総務課と統合され、総務企画室として発足した。
- 平成 18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）となる。
- 平成 19年 4月 1日 組織改正により、保健予防課を改称して指導予防課になる。
- 平成 24年 4月 1日 庁舎の老朽化が著しいことから、弘前市西城北1丁目3-7（青森県障害者相談センター建物内）に庁舎移転し業務再開した。

イ 福祉総室（中南地方福祉事務所）

- 昭和 26年 10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例（昭和26年9月19日青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
- 昭和 27年 3月 31日 県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
- 昭和 29年 5月 1日 各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり中郡16町村、南郡28町村を所管。
- 昭和 29年 7月 1日 黒石市が誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）昭和29年からの町村合併により岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村の11町村を所管。
- 昭和 36年 1月 5日 県条例第62号（S26.10.1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
- 昭和 53年 4月 1日 新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
- 平成 5年 4月 1日 福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。

平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。

平成15年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。

平成16年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。

平成17年 3月 28日 市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し藤崎町となる。

平成17年 4月 1日 市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し東青地方健康福祉こどもセンターの管轄となる。

平成18年 1月 1日 市町村合併により、尾上町、平賀町、碇ヶ関村が平川市となる。

平成18年 2月 27日 市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。

平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。

平成21年 4月 1日 身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。

ウ こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

(昭和22年12月 児童福祉法公布、昭和23年1月児童福祉法施行、
昭和23年4月 児童福祉法全面施行)

昭和23年 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。

昭和23年 8月 弘前児童相談所移転（弘前労働基準監督署の一部を借用）

昭和25年 7月 弘前児童相談所移転（弘前市元寺町）

昭和29年 3月 弘前児童相談所に一時保護所を併設。

昭和34年 4月 次長制となる。

昭和39年 4月 弘前児童相談所新築移転
(弘前市西城北、D級からC級に格付け)

昭和44年 次長制を廃止。中央児童相談所の一時保護所集中管理実施。

平成10年 4月 1日 庶務課の名称を総務課に改称。

平成12年 4月 1日 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に開設。

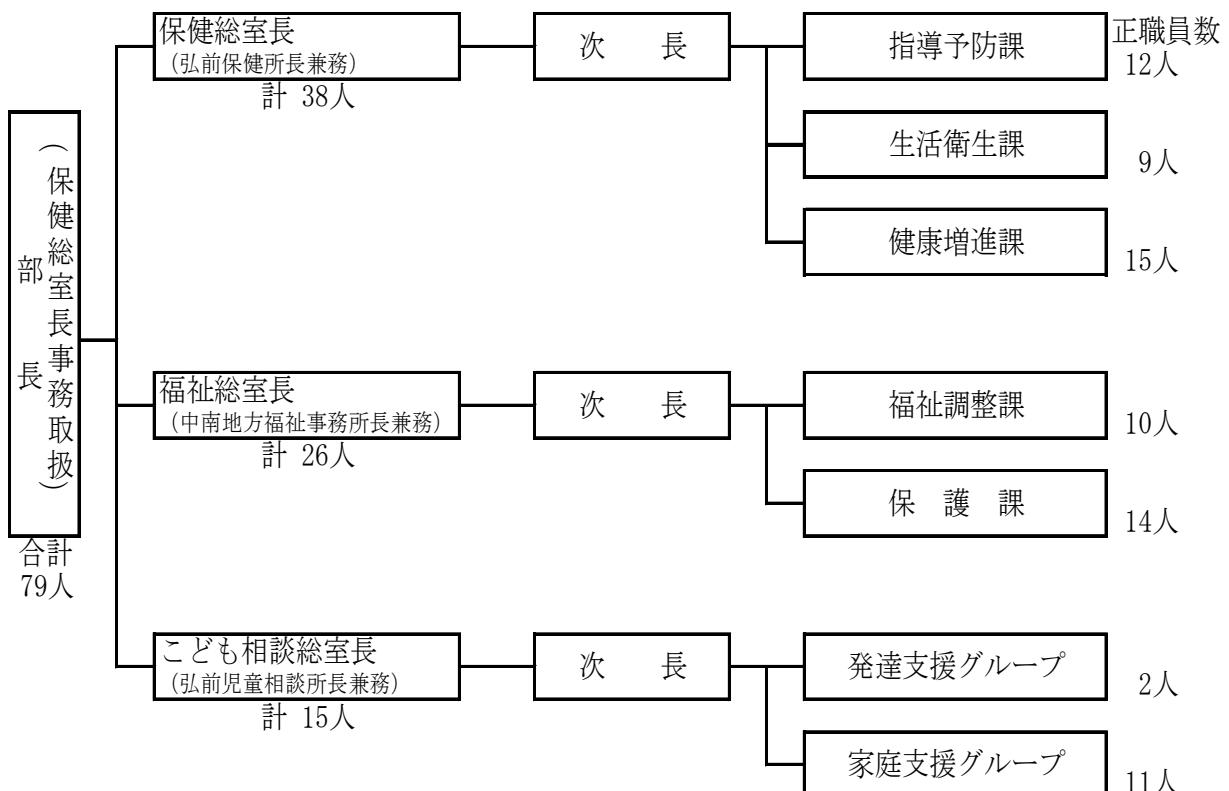
平成14年 4月 1日 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、センターこども相談部となる。支所が五所川原児童相談所として格上げとなる。
総務課及び業務課を廃止し、こども相談第一課、こども相談第二課を新設。

平成18年 4月 1日 「地方健康福祉こどもセンターこども相談部」から、「地域県民局地域健康福祉部こども相談総室」に組織改編となる。

平成19年 4月 1日 「こども相談第一課」「こども相談第二課」を廃止し、所長の下に次長制をおく。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図 (平成24年6月1日現在)



○ その他

非常勤事務員	保健総室	2人
--------	------	----

期限付臨時職員	保健総室	1人
	福祉総室	1人

非常勤職員	母子自立支援員	1人
	婦人相談員	1人
	生活保護受給者就労支援相談員	1人
	市町村児童家庭相談支援員	1人
	児童福祉司等補助職員	2人
	嘱託医 (3総室計)	6人

注1：部長は保健総室の職員数に算入

2：正職員数には再任用職員を含む

(2) 分掌事務

① 保健総室

指導予防課

- 1 衛生教育に関すること
- 2 地域保健に係る統計調査に関すること
- 3 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 4 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 5 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、診療エックス線技師、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、准看護師に関すること
- 6 死体解剖保存に関すること
- 7 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 8 毒物及び劇物に関すること
- 9 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 10 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること
- 11 感染症その他の疾病の予防に関すること
- 12 診療エックス線に関すること
- 13 予防接種に関すること
- 14 地域健康福祉部内の庶務及び連絡調整に関すること
- 15 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 16 地域保健医療推進協議会に関すること
- 17 地域保健関係者研修等に関すること

生活衛生課

- 1 食品衛生に関すること
- 2 化製場等に関すること
- 3 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- 4 理容業、美容業及びクリーニング業に関すること
- 5 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 6 墓地及び埋葬に関すること
- 7 建築物衛生一般に関すること
- 8 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 9 水道及び飲用井戸に関すること
- 10 温泉に関すること
- 11 遊泳用プールの衛生に関すること
- 12 衛生害虫に関すること

健康増進課

- 1 栄養改善に関すること
- 2 母体保護に関すること
- 3 児童の健康相談に関すること
- 4 養育医療及び療育の給付等並びに育成医療に要する費用の支給に関すること
- 5 母子保健に関すること
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 7 難病対策に関すること
- 8 健康増進に関すること
- 9 口こう保健に関すること
- 10 栄養士及び調理師に関すること
- 11 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること

② 福祉総室
福祉調整課

- 1 老人福祉法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関すること
- 2 介護保険法の規定による居宅サービス等を行う者等の監督に関すること
- 3 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業又は相談支援事業（精神障害者に係るものを除く。）を行う者の監督に関すること
- 4 身体障害者福祉法の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者の監督に関すること
- 5 児童福祉法の規定による児童自立生活援助事業を行う者の監督に関すること
- 6 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関するこ
- 7 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関するこ
- 8 社会福祉施設等の指導監査に関するこ
- 9 青少年の健全育成の推進に関するこ
- 10 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関するこ
- 11 要保護女子の更生援護に関するこ
- 12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関するこ
- 13 社会福祉統計に関するこ
- 14 災害救助に関するこ

保 護 課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関するこ

③ こども相談総室

発達支援グループ

- 1 知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児相談に関するこ
- 2 各種手当、愛護手帳に関するこ
- 3 里親に関するこ
- 4 児童環境づくりの支援に関するこ
- 5 障害児童の指導に関するこ

家庭支援グループ

- 1 市町村の児童家庭相談の支援に関するこ
- 2 養護、非行、育成相談等に関するこ
- 3 虐待相談・通告に関するこ
- 4 被虐待児童等の指導に関するこ
- 5 養子縁組及び特別養子縁組等の相談に関するこ

心理判定グループ

- 1 心理判定及び心理療法に関するこ
- 2 被虐待児フォローアップ事業の計画立案に関するこ
- 3 精神医学的判定等に関するこ

(3) 内部組織別・職種別職員数 (平成24年6月1日現在)

内部組織	課名職名	医師	歯科医師	一般事務	心理判定員	保育士	栄養士	獣医師	薬剤師	保健師	技診療放射線	その他技師	運転技能員	業務員	合計	
		室長		1											1	
	次長				1										1	
	総括主幹										1				1	
	主幹				1										1	
	主査				1						2	1			4	
	主事				2										2	
	技師									2					2	
	技能技師												2		2	
	小計				4					3	2	1		2	12	
	生活衛生課														1	
	課長										1				1	
	主幹										2			1	3	
	主査										2		1		3	
	技師										2				2	
	小計										7			2	9	
	健康増進課														1	
	課長											1			1	
	主幹											2			2	
	主査				2							2			4	
	主事				1										1	
	技師									1		3			4	
	専門員									1		2			3	
	小計				3					2		10			15	
	総室内総数	1		8					2	7	3	12	1	2	2	38
	福祉調整課														1	
	総室長														1	
	次長														1	
	総括主幹				1										1	
	主幹															
	主査				3										3	
	主事				3										3	
	専門員				3										3	
	小計				10										10	
	保護課														1	
	課長														1	
	主幹														2	
	主査				6		1								7	
	主事				4										4	
	小計				13		1								14	
	総室内総数				25		1								26	
	こども相談総室														1	
	総室長														1	
	次長														1	
	グ発 ル達 い支 援助	主幹			1										1	
	主査															
	主事				1										1	
	小計				2										2	
	グ家 ル庭 い支 援助	総括主幹			1										1	
	主幹				2										2	
	主査				2	4	1								7	
	主事				1										1	
	小計				6	4	1								11	
	総室内総数				10	4	1								15	
	地域健康福祉部総数	1		43	4	2	2	7	3	12	1	2	2		79	

4 平成24年度運営方針

(1) 基本方針

地域住民の保健・医療・福祉に関するニーズの複雑・多様化に迅速に対応するため、地域健康福祉部内の各総室が緊密に連携を図るとともに、管内市町村や関係機関・団体とも連携・協力しながら、住民の健康と福祉の向上に努める。

(2) 各総室重点目標及び具体的推進事項

① 保健総室

- ア 地域健康福祉部内の連携による組織的な市町村支援と地域への情報発信
各総室が有する専門的・技術的・広域的機能を活用し、各市町村等を支援する。
- イ 「健康津軽21」及び「青森県保健医療計画」の推進
地域住民が健康で明るく元気で安心して暮らしていくため、市町村関係機関等との協力体制をより緊密にし保健・医療・福祉の総合的かつ一体的な施策を推進する。
- ウ 感染症対策及び食品・生活衛生対策の充実
感染症（結核等）や食中毒など健康被害の予防対策を推進するとともに、地域住民や関係施設等に対して感染症、食品・生活衛生に関する正しい知識の普及啓発強化を図る。
- エ 健康危機管理体制の充実
地域住民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機（災害を含む。）の発生時に、迅速かつ的確に対応するため関係機関等との連携を強化し、住民の健康被害の発生を最小限に抑止する。

② 福祉総室

- ア 保健と連携を図った福祉関係各法業務の推進
複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。
 - 生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。
 - 福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。
- イ 市町村の福祉サービス供給体制整備への支援・指導
市町村における福祉関係各法業務の適正執行を支援する。
 - 市町村と連携して社会福祉法人や各種施設・事業所等の指導を行うと共に、市町村児童扶養手当等事務担当者会議の開催、市町村法施行事務指導監査の実施、市町村自立支援協議会等への委員参画など、適正かつ円滑な事務の執行に向けて支援・指導を行う。
- ウ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の推進
住民の福祉に関するニーズが複雑かつ多様化かつ増大する中、地域福祉の主体的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生・児童委員等が相互に連携し、地域のセーフティネット構築や災害時における情報収集などが適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図る。
 - 配偶者等暴力（DV）等について、関係機関等と緊密に連携した相談支援業務を推進する。
- エ 社会福祉事業、介護保険事業及び障害福祉サービス事業等の適正運営確保
社会福祉法人、施設及び各種事業所に対して、指導監査及び指導等を通じて運営の適正化及び給付等の適正化を図る。
 - 社会福祉法人、施設及び各種事業に関する苦情、要望等に対して適切に対応する。
- オ 母子・寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進
母子・寡婦福祉資金の貸付金償還の促進や生活保護費及び児童扶養手当等の返還金に係る収入未済の解消を図ると共に、徴収事務について適正な処理を行う。

③ こども相談総室

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化し、児童虐待等が社会問題化している。このため、虐待など専門的な知識や技術を必要とする事例への迅速かつ適切な対応に努めるとともに、市町村児童家庭相談への支援や関係団体との連携を図る。また、地域において、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの一層の推進が図られるよう普及啓発に努める。

ア 重点目標

- (ア) 虐待相談など各種相談の相談指導体制の充実強化
- (イ) 心理療法等の充実
- (ウ) 市町村との連携及び支援の充実
- (エ) 啓発広報活動の充実
- (オ) 職員の資質の向上
- (カ) 収入未済の解消促進

イ 具体的事項

- (ア) 虐待相談など各種相談の相談指導体制の充実強化
 - a 対象児の早期発見及び早期対応
児童虐待通告等に対して、48時間以内に安全確認を行うとともに、一時保護などによる児童の安全安心をまず第一に確保する。
 - b スーパーバイザー機能の強化と進行管理の徹底
スーパーバイザーによる適切な査察機能の確保とケース進行管理の徹底を図る。
 - c 子ども虐待家族再統合の積極的な取り組み
子ども虐待家族再統合プログラムを活用して、積極的に家族再統合に取り組む。
 - d 市町村、教育機関、警察、司法、保健等関係機関との連携強化
個々の事例に適切に対応できるよう市町村、教育機関、警察、司法、保健等関係機関との連携を強化する。
- (イ) 心理療法等の充実
 - a 被虐待児フォローアップ事業による施設支援及び在宅ケースへの心理療法などの治療体制の充実
虐待された子どもはその後トラウマやP T S Dなどの問題を有していることが多く、児童養護施設等の入所児童への被虐待児フォローアップ事業による支援や在宅ケースへの個別心理療法実施体制の充実強化を図る。
 - b 教育機関、児童養護施設等との連携による治療的関わりの支援充実
発達障害を背景にした相談が増加しており、子どもと家族への支援のみならず小中学校等の教育機関や児童養護施設等と連携し、治療的関わりの支援の充実を図る。
- (ウ) 市町村との連携及び支援の充実
 - a 児童家庭相談における市町村職員の資質の向上を図る。
市町村児童家庭相談担当課長会議の開催や担当職員研修及び巡回支援を実施する。
 - b 要保護児童対策地域協議会運営に対する支援
要保護児童対策地域協議会へ構成員として積極的に参画する。
 - c 市町村間の連絡調整及び児童家庭相談等に関する情報提供
虐待事例などの市町村への定期的な情報提供及び児童家庭相談の関係情報を提供し、個別事例への対応方法等の支援をする。

(エ) 啓発広報活動の充実

- a 各種会議及び関係機関を通じた啓発活動の充実
児童虐待防止及び児童環境づくり推進のため、あらゆる機会を通じて普及啓発を図る。
- b 主任児童委員等の研修会の開催
地域における児童福祉の問題に取り組み、地域活動の中核となっている主任児童委員等の資質の向上を図る。
- c 里親制度の啓発
里親委託を推進するとともに、週末里親等の実践を通じて専門里親、養育里親等の新規開拓に努める。
- d 里親会活動への支援
里親相互の親睦と交流を図るとともに里親会の育成に努める。

(オ) 職員の資質の向上

- a 職場内研修の実施及び自己啓発学習の奨励
要保護児童やその親等に対しての援助に必要な専門的対応、専門的知識、専門的技術等を獲得するための研修の実施、自己啓発学習を奨励する。
- b 関係機関、団体等が開催する各種研修会への参加
関係機関、団体等が開催する各種研修会へ積極的に参加する。

(カ) 収入未済の解消促進

- a 児童福祉施設等徴収金の事前説明の徹底
児童福祉施設入所等に伴う費用徴収金について、滞納が生じないよう、事由発生時点で対象者に十分な説明を行うとともに口座振替の手続を指導する。
- b 滞納者指導に対する組織的取り組み
児童福祉施設等徴収金滞納者指導事務要領に基づき、滞納者名簿の作成、催告書の通知、納入計画書の徴収等による納入指導を行う。また、長期滞納者納入指導検討会議の納入指導方針に基づき滞納者への指導を徹底し収入未済の解消を図る。

5 平成24年度各総室行事予定

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部出先機関長会議 ・保健所長会 ・管内食生活改善推進員連絡協議会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議(4/11) ・課長会議(毎月) ・各課定例会(隨時) ・母子寡婦福祉資金貸付審査会(毎月) ・母子寡婦福祉資金償還協力員委嘱状交付式(4/12) ・中南郡民生委員児童委員協議会総会(4/23) ・知的障害者相談員研修会(4/26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議(毎月) ・受理・判定・援助方針会議(毎月) ・中南地域県民局部長・次長会議(毎月) ・全国児童相談所長研修 ・市町村健康福祉関係主管課長会議 ・中南郡民生委員児童委員協議会総会 ・市町村児童家庭相談担当職員等研修 ・弘前地区小・中生徒指導連絡協議会
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者講習会(弘前) ・給食施設等栄養管理指導 ・母子保健ネットワーク会議 ・市町村栄養改善業務連絡会議 ・禁煙週間の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員業務連絡会(5/14) ・配偶者暴力相談支援センター実務者連絡会議(5/14) ・身体障害福祉司・知的障害者福祉司連絡会議(5/15) ・中南郡民生委員・児童委員協議会役員会(5/16) ・管内保育所長会議(5/30) ・母子家庭等就業・自立支援会議(5/30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部出先機関長会議 ・児童相談所業務検討会議 ・児童心理司会議 ・弘前市就学指導委員会 ・平川市就学指導委員会 ・黒石市要保護児童対策協議会 ・板柳町虐待対策連絡会議 ・弘前地区生徒指導推進協議会総会 ・弘前自閉症児者親の会定時総会 ・中弘南黒里親会総会 ・青森県里親連合会総会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ・食品衛生推進員講習会 ・水道週間 ・母と子のよい歯のコンクール ・国民生活基礎調査 ・食品衛生責任者講習会(南黒) ・難病患者等医療相談 ・給食施設等栄養管理指導 ・第1回保健師業務連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人・家庭相談員、母子自立支援員業務連絡会議(6/8) ・市町村社会福祉協議会指導監査 ・児童館指導監査 ・弘前地域生活福祉・就労支援協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長会議 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・平川市要保護児童対策地域協議会 ・西目屋村虐待等防止協議会 ・弘前地区中学校生徒指導連絡協議会 ・弘前市少年相談センター運営協議会 ・弘前市小中学校生徒指導連絡協議会

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長会 ・麻しん対策会議 ・夏季食品一斉取締 ・給食施設等栄養管理指導 ・東北公衆衛生学会 ・初任期保健師・新任期保健師研修 ・地域保健関係者研修会 ・薬物乱用防止指導員地区協議会 ・全国高校総体対策監視 ・難病患者等医療相談 ・津軽地域保健医療推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人、施設等指導監査（～12月） ・管内市町村児童扶養手当支給事務担当者会議(7/5) ・津軽地区身体障害者スポーツ大会(7/7) ・日赤中南地区奉仕団委員長・事務担当者会議 ・身体障害者巡回診査(7/9, 7/12) ・中南郡民生委員・児童委員協議会主任児童委員研修会(7/13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国児童相談所長会議 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・藤崎町就学指導委員会 ・青森県里親委託推進委員会 ・東北地区里親研修会
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・献血感謝の集い ・食品衛生月間 ・食中毒予防街頭キャンペーン ・給食施設等栄養管理指導 ・中南地方保健協力員連絡会研修 ・医療監視 ・地域保健関係者研修会 ・飲用井戸汚染実態調査 ・全国高校総体対策監視 ・初任期保健師・新任期保健師研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者慰靈祭（各町村） ・中南郡民生委員・児童委員テーマ別研修会（8/27） ・県障害者スポーツ大会（8/26） ・青森県戦没者慰靈祭（8/28） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会 ・児童相談所児童福祉司会議 ・弘前市就学指導委員会 ・弘前地区小・中生徒指導連絡協議会 ・西北五・中弘南黒里親会合同交流会
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等医療相談 ・給食施設等栄養管理指導 ・自殺予防デー関連啓発事業 ・初任期保健師・新任期保健師研修 ・食品衛生責任者講習会（弘前） ・医療監視 ・結核予防週間 ・食肉衛生月間 ・キノコ食中毒予防月間 ・西部地区食品衛生指導員研修会 ・給食施設栄養施設栄養指導研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方福祉事務所所長会議 ・敬老会（各町村） ・児童福祉法（保育所）、障害者自立支援法等市町村法施行行事務指導監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・平川市就学指導委員会 ・黒石市要保護児童対策協議会 ・中弘南黒里親会役員会

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・患者調査 ・県食品衛生大会 ・難病患者等医療相談 ・給食施設等栄養管理指導 ・医療監視 ・食品衛生責任者講習会(南黒) ・日本公衆衛生学会 ・キノコ食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者実地指導等(～2月) ・青森県母子福祉大会 ・県身体障害者福祉大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国児童相談所長研修 ・東北・北海道児童相談所長会議 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・藤崎町就学指導委員会 ・弘前地区小学校生徒指導連絡協議会 ・弘前地区中学校生徒指導連絡協議会 ・全国里親大会
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長会 ・給食施設等栄養管理指導 ・医療監視 ・地域保健関係者研修会 ・食品衛生責任者講習会(弘前) ・母子保健地域向上セミナー ・21世紀成年者縦断調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会(市町村) ・中南郡民生委員・児童委員協議会会长、副会長研修 ・児童扶養手当、特別児童扶養手当市町村法施行事務指導監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所業務研究協議会 ・東北・北海道児童相談所業務研究協議会 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・平川市就学指導委員会 ・弘前市要保護児童対策地域協議会 ・青森県里親相互交流会
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者社会復帰支援協議会 ・年末食品一斉取締り ・第2回保健師業務連絡会議 ・給食施設等栄養管理指導 ・医療監視 ・地域保健関係者研修会 ・津軽地域保健医療推進協議会 ・医師・歯科医師・薬剤師調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長会議 ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・藤崎町就学指導委員会 ・中学校と関係機関との連絡協議会 ・西北五・中弘南黒里親会合同研修会
25 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・津軽地域精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・医療監視 ・スキービー大会衛生指導月間 ・地域保健関係者研修会 ・初任期保健師・新任期保健師研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護施行事務指導監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市就学指導委員会 ・黒石市就学指導委員会 ・田舎館村虐待防止等対策連絡協議会 ・弘前市少年相談センター運営協議会 ・中弘南黒里親サロン
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長会 ・健康福祉部出先機関長会議 ・医療監視 ・食品衛生責任者講習会(南黒) ・救急医療フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方福祉事務所所長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所業務検討会議 ・弘前市就学指導委員会 ・藤崎町虐待等防止協議会 ・弘前地区障害者雇用連絡会議 ・小・中学校合同生徒指導連絡協議会
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者講習会(弘前) 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長会議 ・中弘南黒里親会役員会

6 平成24年度相談等日程表

(1) 保健総室

実施項目	実施曜日(各月)	受付時間
結核相談(QFT検査)	第1・第3水曜日	9:00~10:00
ウイルス性肝炎検査	第1水曜日	11:00~11:30
エイズ相談 (即日検査・予約制)	第1水曜日	17:30~18:30
	1月:第3水曜日	13:00~14:00
女性健康相談	第4水曜日	13:00~13:30
精神保健福祉相談 (予約制)	第2木曜日	13:00~14:00
	偶数月:第4木曜日	13:00~14:00
結核診査協議会	第2・第4水曜日	13:30~

* 日程は都合により、変更となる場合がある。

(2) 福祉総室

各種相談受付: 隨時

7 平成23年度 歳入・歳出關係

(1) 歳 入

(単位:円)

目・節・細節・区分	調 定 額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
民生負担金	9,763,261	1,866,301	867,020	7,029,940
児童福祉費	2,541,001	1,462,621	0	1,078,380
情緒障害児短期治療施設等措置費	29,040	0	0	29,040
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	244,800	177,300	0	67,500
子ども自立センターみらい費	117,000	117,000	0	0
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	1,852,661	1,105,321	0	747,340
知的障害児等措置費	297,500	63,000	0	234,500
過年度収入	7,222,260	403,680	867,020	5,951,560
知事部局	7,222,260	403,680	867,020	5,951,560
情緒障害児短期治療施設等措置費	21,780	0	0	21,780
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	220,300	130,900	0	89,400
子ども自立センターみらい費	71,400	2,500	19,800	49,100
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	4,859,340	36,880	400,400	4,422,060
知的障害児等措置費	2,049,440	233,400	446,820	1,369,220
環境保健負担金	1,704,019	1,424,794	0	279,225
健康推進費	1,368,972	1,349,037	0	19,935
未熟児等医療給付費	1,368,972	1,349,037	0	19,935
過年度収入	335,047	75,757	0	259,290
知事部局	335,047	75,757	0	259,290
未熟児等医療給付費	335,047	75,757	0	259,290
環境保健使用料	4,500	4,500	0	0
土地建物等	4,500	4,500	0	0
保健所	4,500	4,500	0	0
総務手数料	19,500	19,500	0	0
証 明	19,500	19,500	0	0
総務学事課[26]	19,500	19,500	0	0
環境保健手数料	17,340,900	17,340,900	0	0
健康推進費	2,400	2,400	0	0
受胎調節認定[1]	2,400	2,400	0	0
予防検査[0]			0	0
医薬費	2,923,400	2,923,400	0	0
医療施設等許可[33]	1,158,000	1,158,000	0	0
薬 事[110]	1,765,400	1,765,400	0	0
自然保護費	1,540,000	1,540,000	0	0
温 泉[44]	1,540,000	1,540,000	0	0
生活衛生費	12,875,100	12,875,100	0	0
食品関係営業許可[876]	10,939,900	10,939,900	0	0
興行場営業許可[2]	17,200	17,200	0	0
公衆浴場営業許可[5]	110,000	110,000	0	0
旅館業営業許可[14]	308,000	308,000	0	0
理容所等開設検査[29]	464,000	464,000	0	0
クリーニング所開設検査[1]	16,000	16,000	0	0
建築物衛生管理業者登録[28]	1,020,000	1,020,000	0	0

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
財産貸付収入	0	0	0	0
土地建物等	0	0	0	0
健康福祉政策課	0	0	0	0
雜 入	63,703,220	8,994,553	4,114,440	50,594,227
総務費	2,330	2,330	0	0
情報公開[4]	2,330	2,330	0	0
民生費	9,422,416	6,516,693	0	2,905,723
生活保護費	9,422,416	6,516,693	0	2,905,723
児童扶養手当返納金			0	0
過年度収入	54,216,345	2,413,401	4,114,440	47,688,504
知事部局	54,216,345	2,413,401	4,114,440	47,688,504
生活保護費(63条)	21,262,037	1,003,740	3,114,307	17,143,990
生活保護費(78条)	24,593,922	662,043	0	23,931,879
生活保護費(戻入)	2,612,626	273,738	52,683	2,286,205
児童扶養手当返納金	5,693,200	458,880	947,450	4,286,870
特別障害者手当返還金	54,560	15,000	0	39,560
雑 入	62,129	62,129	0	0
知事部局	62,129	62,129	0	0
過年度過払等			0	0
その他[24]	62,129	62,129	0	0
一般会計 計	92,535,400	29,650,548	4,981,460	57,903,392
母子福祉資金貸付金収入	185,440,639	73,341,595	0	112,099,044
現年度収入	81,818,967	66,970,440	0	14,848,527
元 金	81,764,692	66,951,653	0	14,813,039
利 子	54,275	18,787	0	35,488
過年度収入	103,621,672	6,371,155	0	97,250,517
元 金	103,090,957	6,350,172	0	96,740,785
利 子	530,715	20,983	0	509,732
寡婦福祉資金貸付金収入	5,368,768	1,292,992	0	4,075,776
現年度収入	1,303,544	1,266,992	0	36,552
元 金	1,303,544	1,266,992	0	36,552
過年度収入	4,065,224	26,000	0	4,039,224
元 金	3,844,025	26,000	0	3,818,025
利 子	221,199	0	0	221,199
違約金及び延納利息	0	0	0	0
貸付金償還金違約金			0	0
雑 入	1,622,500	214,600	0	1,407,900
現年度収入	180,000	100,000	0	80,000
過年度収入	1,442,500	114,600	0	1,327,900
母子寡婦福祉資金特別会計 計	192,431,907	74,849,187	0	117,582,720
合 計	284,967,307	104,499,735	4,981,460	175,486,112

「目・節・細節・区分」欄の〔 〕内の数値は、証紙収入の件数を表す。

(2) 歳 出

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
社会福祉総務費	251,704	247,904	3,800
福祉事務所費	2,648,470	2,471,482	176,988
老人福祉費	300,000	156,270	143,730
婦人福祉費	44,000	33,195	10,805
障害者福祉費	46,297,402	45,665,659	631,743
地域福祉費	13,000	13,000	0
児童福祉総務費	429,200	212,580	216,620
児童措置費	11,000,000	10,414,668	585,332
児童相談所費	8,183,370	6,725,069	1,458,301
障害児福祉費	7,000	7,000	0
母子福祉費	288,418,340	287,019,036	1,399,304
生活保護総務費	4,218,300	3,848,461	369,839
扶助費	581,656,000	566,395,276	15,260,724
国民健康保険費	11,000	5,000	6,000
結核対策費	2,388,600	2,099,506	289,094
予防費	2,266,900	1,838,048	428,852
生活習慣病対策費	724,057	716,602	7,455
母子保健対策費	508,200	355,853	152,347
精神保健福祉費	2,359,070	1,561,366	797,704
食品衛生費	1,261,355	1,163,424	97,931
生活衛生総務費	707,980	681,892	26,088
生活衛生指導費	168,000	122,428	45,572
保健所費	20,394,500	18,390,583	2,003,917
医務費	1,180,052	364,690	815,362
薬務費	412,000	169,336	242,664
企画調整費	1,323,594	1,011,969	311,625
自然保護総務費	305,000	2,750	302,250
財産管理費	867,150	867,150	0
一般会計計	978,344,244	952,560,197	25,784,047
指導調査費	612,000	612,000	0
母子福祉資金貸付費	171,000,000	157,734,856	13,265,144
寡婦福祉資金貸付費	3,400,000	1,593,000	1,807,000
母子寡婦福祉資金特別会計計	175,012,000	159,939,856	15,072,144
合計	1,153,356,244	1,112,500,053	40,856,191

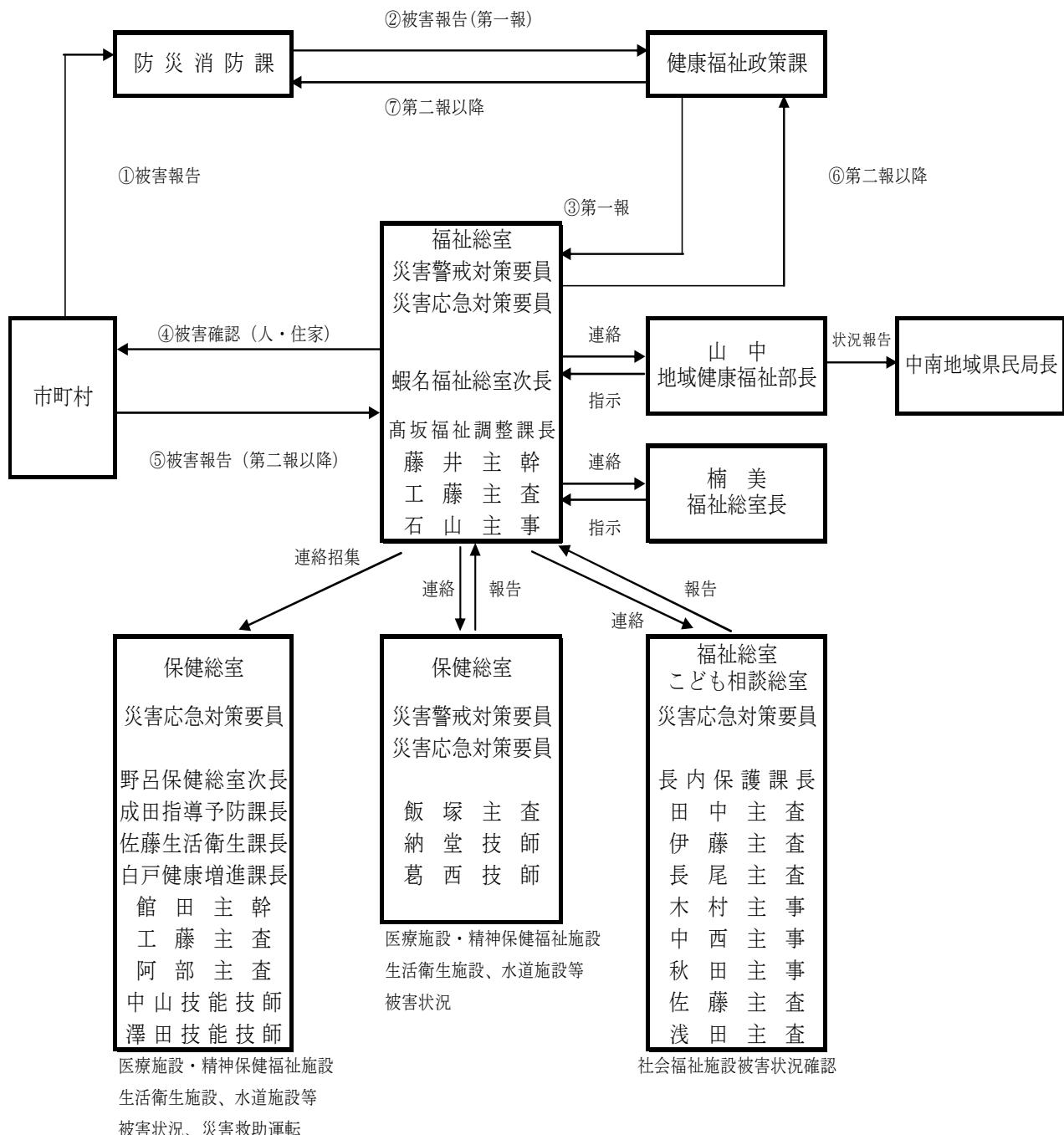
8 災害救助関係

(1) 災害救助体制

① 災害救助における職員配置基準

災害警戒対策要員…地域健康福祉部長が災害警戒対策に指名した職員
災害応急対策要員…地域健康福祉部長が災害応急対策に指名した職員

② 休日夜間における災害発生及び気象通報等連絡系統図



(2) 平成24年度 管内市町村災害救助事務担当者

市町村名	電話番号	FAX番号	無線電話番号	担当課	担当者 職・氏名	
					主担	副担
弘前市	35-1111 内522	32-1166	8-202-7-109	福祉総務課	課長補佐 竹内 守康	係長 秋田 美織
黒石市	52-2111 内517	52-7151	8-204-7-109	福祉総務課	課長補佐 山崎 時子	係長 花田 浩一
平川市	44-1111 内1352	44-8619	8-365-7-109	総務課	交通防災係長 對馬 一俊	主査 大川 孝司
西目屋村	85-2803	85-2590	8-343-7-109	住民課	課長 坂田 隆昭	主事 川崎玲雄奈
藤崎町	75-3111	75-9605	8-361-7-109	福祉課	主幹 三上 孝之	主事 石澤 和典
大鰐町	48-2111	47-6742	8-362-7-109	総務課	副参事 菊池 範彦	主任主査 野呂 秀行
田舎館村	58-2111	58-4751	8-367-7-109	総務課	課長補佐 竹内 哲也	主事 鈴木 弘和
板柳町	73-2111	73-2120	8-381-7-109	総務課	課長補佐 對馬 勝治	庶務係長 会津 鉄大